

毛呂山町外2町1村ごみ処理組合規約の一部変更に伴う関係条
例の整備に関する条例

制定 昭和57年 4月 1日 条例第7号

毛呂山町外2町1村ごみ処理組合規約の一部変更に伴う関係条
例の整備に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、昭和57年4月1日から毛呂山町外2町1村ごみ処理組合の名
称を埼玉西部環境保全組合に変更することに伴い、関係条例の整備について必要な
事項を定めることを目的とする。

（題名及び本則の改正）

第2条 現に施行されている条例の題名及び本則（本則の規定に基づく別表、様式を
含む。）中「毛呂山町外2町1村ごみ処理組合」を「埼玉西部環境保全組合」に改め
る。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。